山ＬＰ協第　４３　号
令和２年　６月　１日

会　員　各　位

（一社）山口県ＬＰガス協会
会　長　服部　典之（印略）

新型コロナウイルス感染症対応のための計量法省令等による
ガスメーターの期限延長の特例について（お知らせ）

平素から、当協会の事業推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、（一社）全国ＬＰガス協会から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症への対応のため、ガスメーターを含む特定計量器に貼付されている検定証印記載の有効期間が令和２年４月から７月までのものは、それぞれの当該年月から更に６ヶ月間有効とされたものであり、この特例の運用に当たっては、全Ｌ協通知の【注意点】に十分ご留意ください。

一般社団法人山口県ＬＰガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail：yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp